

3月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和4年3月25日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局	沖本補佐、三上、外良
	理事者	【教育委員会】 増田教育部長、垣見教育部次長、吉田教育監、五味原教育政策課長、黒田教育総務課長、川端教育施設課長、細川地域教育課長、松浦文化財課長、新田教育支援・相談課長、石原教育センター所長 【市長部局】 鈴木子ども未来部長、玉置子ども政策課長
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について</p> <p>（2）市立幼稚園の再編実施方針について 非公開</p> <p>2 議事</p> <p>議案第55号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について</p> <p>議案第59号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長について</p> <p>議案第60号 奈良市教育委員会における奈良市情報公開条例に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱の制定について</p> <p>議案第61号 奈良市立富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例に関する要綱の廃止について</p> <p>議案第62号 旧辰市幼稚園の土地、建物及び工作物の用途変更について</p> <p>議案第63号 奈良市指定文化財の指定について</p> <p>議案第64号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について</p>	

	<p>3 その他報告事項 (1)「生活調べ」アンケートの結果について</p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告 (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所については、了承した。 (2) 市立幼稚園の再編実施方針については、了承した。</p> <p>2 議事 議案第55号 奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正については、可決した。 議案第59号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長については、可決した。 議案第60号 奈良市教育委員会における奈良市情報公開条例に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱の制定については、可決した。 議案第61号 奈良市立富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例に関する要綱の廃止については、可決した。 議案第62号 旧辰市幼稚園の土地、建物及び工作物の用途変更については、可決した。 議案第63号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。 議案第64号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議については、可決した。</p> <p>3 その他報告事項 (1)「生活調べ」アンケートの結果については、報告を受けた。</p>
担当課	教育委員会 地域教育課、教育総務課、教育政策課、教育施設課、文化財課、教育支援・相談課、子ども政策課
議事の内容	
教育長	定刻になりましたので、皆さん、おそろいでしょうか。それでは、3月定例教育委員会を始めさせていただきます。部長。
教育部長	本日も審議いただきます案件につきましては、既に告示しておりますとおりますが、議事次第にございますように、議案第64号「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を追加させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。
教育長	分かりました。それでは、まず事務局より資料の説明をお願いします。
事務局	本日の資料につきましては、既にお渡ししているとおりでございます。

教 育 長	<p>以上です。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立します。 ただいまから、3月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、私と柳澤委員でお願いします。 次に、令和4年1月定例教育委員会の会議録の署名委員は、柳澤委員です。柳澤委員には、既に3月18日の教育委員会事前説明会の場において確認をいただき、署名をいただいております。ご報告を申し上げます。ありがとうございました。 それでは、本日の案件に入ります。 本日の案件は、教育長報告2件、議案7件、その他報告事項1件の合計10件でございます。 本日の案件のうち、教育長報告(2)は、公表前の情報に関する案件であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。 それでは、公開の案件から始めさせていただきます。 まず、教育長報告(1) 「奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について」、地域教育課長より説明願います。 課長。</p>
地域教育課長	<p>失礼いたします。地域教育課長でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 教育長報告 教育部地域教育課 「奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について」、このことについて、別紙のとおり、令和4年度奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について報告をいたします。 本日付、教育長名でございます。 資料の1ページ目をご覧ください。 昨年度、今年度と新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、黒髪山キャンプフィールドについては、豊かな自然の中にあたり、市街地からある程度気軽に行けるということで、議会等でも施設の有効活用であるとか、より市民の方に知っていただいたり、充実を図っていく必要があるのではないかということのご指摘、ご意見をいただいているところです。 そういった議会のご指摘に加えまして、キャンプをはじめとするアウトドアブームが、このコロナ禍の中で非常に世の中の動向としてあったということも踏まえまして、来年度、黒髪山キャンプフィールドの開所の充実というのを考えさせていただいております。 資料の1ページ目の、まず4番の根拠法令のところなんですけれども、</p>

現状これまでは、この法令根拠の第3条の3の(1)のところに、開所日について記述をしており、4月1日から7月20日まで及び9月1日から11月30日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日と、7月21日から8月31日ということで、黒髪山のキャンプフィールドについては開所ということにしておりました。

けれども、開所日を拡充して、より多くの方にご利用していただきたいということで、令和4年度については、新たに臨時開所をさせていただく期間として、主に春休み、ゴールデンウィーク、それから冬休みの間で、合計19日間新たに開所をさせていただこうという案でございます。

開所の理由ということで、3番に書かせていただいておりますが、青少年の野外体験活動の機会の増加ということで、より多くの人に利用をしていただくという機会を提供させていただきたいということになります。

それから、ちょっと前後しますが、そのための予算措置ということで、黒髪山キャンプフィールドについては、団体のほうに指定管理という形で管理の委託をお願いしておりますが、開所を増やすことになりますと、それだけ管理運営等の経費が必要になってまいりますので、5番のところに書かせていただいておりますが、予算措置ということで従来の指定管理に加えまして、新たに50万円の予算措置をしているということでございます。

資料をおめくりいただいて、2ページになりますけれども、来年度のカレンダー上に丸印で示しておりますのは、通常先ほど申し上げた法令の3条の3で規定している従来の開所日でございます。新たに臨時開所をしようとするところを星印で示しています。合計19日の臨時開所をさせていただくということでございます。

それから併せまして、資料の3ページになりますが、団体からの申入れがありまして、臨時開所をさせていただこうとしている案件がございます。合計、4月28日から7月7日まで、木曜日に関して6日間の臨時開所を団体からの申入れに指定させていただきたいというふうに思っております。

具体的には、資料の4ページ、5ページに、団体からの申入れに関する情報を資料として掲載させていただいておりますが、NPO法人のいこま山の子会というところがございまして、こちらのほうはいわゆる森の幼稚園と呼ばれる、自然の中で子どもたちがいろんな体験をしたり、場合によっては親子でいろんな体験をしていただくことで、教育活動、子育て支援をされている団体ですけれども、こちらのほうから黒髪山キャンプフィールドについて、豊かな自然を活用した活動をしたいということで、比較的立地も行きやすいであるとか、利用料の面でも無料であるので、活動そのものがしやすいという理由から、特別な開所をしていただきたいという申入れがありました。一番最初に申し上げましたけれども、黒髪山キャンプフィールドについては、より多くの方に有効に活用していただきたいということがございますものですから、この申入れを了承させていただいて、

先ほど申し上げた資料の3ページの1番にあります6日間について、最初に申し上げたものとは別途臨時開所をさせていただきたいというふうに思っております。

説明のほうは以上になります。

教 育 長

黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について、今ある開所期間をより柔軟に連休の時期も含めて拡充することと、それ以外には団体の申し入れに応じて可能な範囲で、臨時に開所の許可をしたいということでございます。開所に当たっての予算措置もできているということでございます。今後、教育施設として位置づけられている黒髪山キャンプフィールドの在り方については、どのように考えていくのかは課題としてはあるのですが、ご意見等、ご質問等ございましたら、よろしく願いたします。

川村委員。

川 村 委 員

すみません、臨時で4月1日から開所日がスタートするという事なんですけれども、これは市民といいますか、広報のようなことは何かされるんでしょうか。こういった形で新しく追加でオープンしますということは。

地域教育課長

実は教育委員会の場で報告をさせていただくということになっておりますが、予算を確保しており、4月から開所するという事と、そもそもより多くの方に知っていただく、活用していただくという意図がございましたので、既に、市のホームページのほうには、先行して市民の方にお知らせをさせていただいているところです。

川 村 委 員

それでしたらよかったです。

最後に、いこま山の子会さんの希望理由を読ませていただくと、とてもすてきな施設だということが伝わってまいりました。いろんな形でいろんな方に使っていただけるということも、ぜひぜひアピールしていただけたらなと思います。

教 育 長

畑中委員。

畑 中 委 員

今ご説明があったように、より多くの方にこの施設を使っていただく機会が増えるというのは、大変いいことだと思います。

先ほど予算措置のお話もあつたんですけれども、管理運営のために予算が取られているということなんですけれども、ここの黒髪山キャンプフィールド、かなり創設されてから年数もたってきていると思うんですけれども、施設そのものの維持管理ということで、特に何か問題とか、そういうことはないんでしょうか。

地域教育課長

施設全体の維持管理ということなんですけれども、少しやはり設置をされてから年数がたっていますので、施設の中にはちょっと名物になっておりますつり橋みたいなものがあったり、木製の少し遊具的なものがあったりするんですが、そういったものは予算措置をしながら、修繕やメンテナンスというのをしてきていますし、利用者の方の安全確保の面もありますので、来年度については、対策用の費用を50万円程度確保させていただいたりしますし、この施設の中に1つだけ室内施設があるんですが、ログハウスのイメージで捉えていただいたらいいんですが、そちらにこれまでエアコンがありませんでした。指定管理者の方からも、より幅広く使えるようにということでご要望もありましたので、来年度についてはそういった予算を確保して、少しですが、メンテナンスに加えまして、施設設備の拡充というのにも進めさせていただきます。

畑 中 委 員

ありがとうございます。

教 育 長

よろしいでしょうか。

それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問はないようですので、教育長報告(1)「奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について」は了承いたします。

次に、前の教育委員会から継続審議にさせていただいておりました議案第55号「奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について」、教育総務課長よりお願いします。

教育総務課長

議案第55号 教育部教育総務課 「奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について」、このことについて、別紙のとおり一部を改正しようとする。

本日付、教育長名でございます。

この議案は、先ほど教育長のほうからありましたように、前回の定例教育委員会会議に付議させていただきましたが、継続審議となっていました議案でございます。

資料の25ページをご覧ください。

奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱に基づき、通学費を助成している現状につきましてのご説明をさせていただきます。

今年度助成をしております学校名及び児童生徒数でございますが、要綱第2条第1号によるものは、鼓阪小学校、佐保小学校、都跡小学校に通う児童51名、第2号によるものは、都祁中学校、月ヶ瀬中学校に通う生徒36名、第3号イによるものは、富雄第三小学校、田原中学校に通う7名となっております。

以上が現状でございます。

次に、一条高等学校附属中学校生徒への適用についてでございます。

令和4年4月に一条高等学校附属中学校が開校いたしますが、同校の実施する6年間の系統的カリキュラムに基づく体験的・探究的な学び等、特色ある中高一貫教育を受けたいと希望する児童が、家庭の経済状況によることなく進学先として選択できるよう、就学援助制度の受給世帯を対象に通学費の一部を助成するため、奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部を改正しようとするものでございます。

3ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2号、「奈良市立中学校に通学する生徒のうち、通学距離が片道4キロメートル以上の者」の後に、「ただし、当該生徒が奈良市立一条高等学校附属中学校に通学する場合には、当該生徒の保護者が奈良市児童生徒就学援助費支給規則第2条第1項の規定による就学援助の認定を受けている者に限る」を追加いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

継続審議としておりましたので、その間、各委員には担当課のほうから改めての説明をさせていただきましたが、改めてご審議をいただきたいと思っております。この件に関して、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくご願ひいたします。

柳澤委員、どうぞ。

柳 澤 委 員

内容については、これで理解できましたということで、それから実際には4月以降申請を受け付けるという形で、保護者から書類を頂くというスケジュールで間に合うということによろしいんですか。

教育総務課長

はい。

柳 澤 委 員

ありがとうございます。

教 育 長

ほかにございませんでしょうか。

このことについては、保護者への説明の段階では制度を整えておくべきで、審議が遅かったのではないかと各委員からの一致したご意見がありました。今後はこの事にとどまらず、早く制度を整えて、事前に周知し運用できるように、やっていきたいと思っております。

それから、そもそも校区という概念について、柳澤委員から今後の大きな視点でどう教育委員会は捉えていくのかという議論も必要ではないかとのこと指摘もございましたので、今後の議論すべき事項であると思っております。

この件については、基準を定めその範囲での助成金ということで運用していくことでご了承いただけますでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第55号「奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱の一部改正について」、採決をいたします。

各 委 員	<p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第55号は原案どおり可決することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第59号「中学校区別実施計画『後期計画』の延長について」、教育政策課長より説明願います。</p> <p>課長。</p>
教育政策課長	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第59号 教育部教育政策課 「中学校区別実施計画『後期計画』の延長について」、このことについて、別紙のとおり、中学校区別実施計画「後期計画」を延長しようとする。</p> <p>本日付、教育長名でございます。</p> <p>こちらの計画は、学校規模適正化に係る中学校区別実施計画でございます。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>延長についてですが、まず1番、中学校区別実施計画「後期計画」の計画期間についてでございます。計画策定時には、「後期計画」の始期を平成28年度、終期を奈良市の第4次総合計画の計画期間と合わせまして、令和2年度までとしておりました。その中で、子どもたちの教育環境をよりよいものとするように取り組んでまいりました。昨年3月の定例教育委員会におきまして、計画期間を1年延長することをご議決いただきまして、今年度末までとしておったところです。このたび計画期間をさらに1年間延長し、令和4年度までとさせていただきたいと考えております。</p> <p>2番、「後期計画」についてでございます。「後期計画」では、中学校区は21中学校区ございますが、平城西中学校区と若草中学校区について統合再編を検討するとしておりました。</p> <p>平城西中学校区につきましては、平城西中学校の敷地内に右京小学校と神功小学校を統合再編し、施設一体型の小中一貫校として令和4年4月、この4月に開校予定であります。</p> <p>若草中学校区につきましては、早期に子どもたちの教育環境をよりよいものとする必要があるため、学校規模適正化に向けて引き続き取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>3番の延長の理由ですが、若草中学校区の子どもたちの教育環境を早期に整えるため、学校規模適正化に向けて引き続き取り組むこととし、中学校区別実施計画「後期計画」を1年延長することとしたいと考えております。</p> <p>若草中学校区全体の教育環境を鑑み、小中一貫教育を軸とした統合再編を基本とし、学校規模適正化について保護者や地域住民の方々と協議を進</p>

めていきたいと考えております。

4番、次期計画につきましては、今後の児童生徒数の推移や政府の教育再生実行会議でのコロナ禍を受けた学校集団の在り方を見直す協議等、国の動向をも注視しながら、通学区域や施設の状況などを総合的に勘案して、次期計画策定に向け、方向性を定めていきたいと考えております。

2ページ以降につきましては、2ページからは21の中学校区別に生徒・児童数と規模の状況を表しております。

最終ページ、6ページにつきましては、小学校の児童数、中学校の生徒数を多い学校順に並べた資料となっております。

説明のほうは以上でございます。審議のほど、よろしく願いいたします。

教 育 長

後期計画を今年度1年延期しましたが、さらに来年度も1年延期するという議案でございますが、このことについてご意見、ご質問、よろしく願いいたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

質問ですけれども、今後数年間の両校、小学校のことですけれども、両校の入学者推移は改善と言ったら変ですけれども、増えていく傾向か、一定か、やっぱり減っていくのか、この辺の見通しが分かっていたら、教えてください。

教育政策課長

年度によってばらつきはございますが、長期的、3年、4年とか、そのスパンでは減少傾向は続いています。実際のところ、今の地域ごとの子どもの数というのは把握できていますので、転入・転出及び実際に地域の学校に行く行かないということにもよりますけれども、減少傾向は続きます。

柳 澤 委 員

ありがとうございました。

教 育 長

課の方で数字を持っておりますので、教育委員には、これから減少傾向であるという具体的な児童数の推移を示してください。

教育政策課長

具体的な数字は示させていただきます。別途送らせていただきます。

教 育 長

そうしてください。

ほか、ございませんか。

畑中委員。

畑 中 委 員

学校規模適正化を進めていくというのは、本当にいろんな課題があって、なかなか難しいことだと思います。特に伝統校であったり、そうでな

い学校にしても、それぞれのやっぱり学校が地域とともに歩んできたという経緯もありますし、そのあたり非常に難しい課題も多いのかなというふうに改めて思っております。私もPTA連合会のときに、都祁小学校の統廃合を進められていたときに、それぞれの小学校の保護者の方から、やっぱり寂しい面もあるけれども、子どもの環境のことを考えると、統廃合というのは正しい選択だと思うという声をたくさん聞いたことを覚えております。今後、この後期計画延長というのは致し方ないと思うんですけれども、延長していく中でしっかりとやっぱり子どもの学ぶ環境というのをまず第一に考えた上で、小学校の跡地利用のことも含めて、しっかりと検討しながら進めていっていただきたいなと思います。

教 育 長 ありがとうございます。
梅田委員。

梅 田 委 員 後期計画の延長については、異議はございません。そういうことで進めていただければと思いますけれども、若草中学校区の延長の理由の記述を見せさせていただきましたけれども、こういうことに向けた統合再編の進捗状況について教えていただけますでしょうか。

教育政策課長 一度、地域を代表をされる、鼓阪の連合会長に説明に上がらせていただいたんですが、現状の鼓阪小学校は全校児童が82名という状況でして、市としても最も教育環境の改善が必要な学校だと解釈しておりますので、そのあたりは説明に上がらせていただく中で、具体的に方向性は示さずに、地域とともによりよい環境をつくるための議論の場を持ちたいという話を地域にさせていただいております。以前、柳澤委員もおっしゃったように、今後さらに減少する傾向はほぼ明らかですので、そのあたりの方向を地域とともに考えて進めていきたいと考えています。

梅 田 委 員 ありがとうございます。
畑中委員のほうからもご意見がありましたけれども、しっかりとした協議を進めながら、お願いできればと思います。

教 育 長 ありがとうございます。
ほか、ございませんでしょうか。
川村委員。

川 村 委 員 私は先日の事前説明会で、地域の方との話合いの件は伺わせていただきました。私はちょっとまだ歴も浅いので、事前のことはあまりよく分からない面もありますけれども、今回1年間延長というご提案でしたが、逆にお時間をかけて、しっかりと地域の方も巻き込みながら、よりよい形で子どもがしっかりと学べるような環境を整えていただけたらと願っております。

教 育 長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今、各委員のご意見にありましたように、教育委員会としては、一番に子どもの学ぶ環境ということをしっかり念頭に置いて、保護者、地域、そして当事者である、子どもたちにもそれぞれの立場でお話をしていくということです。地域の方々丁寧な説明を行い、理解をいただくということですが、合意を得られないから再度延長ということではなく、目標の時期を設定し、そこに向かって今年度は教育委員会としても進んでいけるよう、課としても、目標、期間をしっかり設定して取り組んで欲しいと思っています。私もその決意で丁寧に地域の方々に理解を得られることを第一にしながら取り組みたいと思っています。</p> <p>それでは、ご意見がないようですので、議案第59号 「中学校区別実施計画『後期計画』の延長について」、採決をいたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第59号は原案どおり可決することに決定をいたしました。ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第60号 「奈良市教育委員会における奈良市情報公開条例に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱の制定について」、教育総務課長より説明願います。</p>
教育総務課長	<p>議案第60号 教育部教育総務課 「奈良市教育委員会における奈良市情報公開条例第5条第4項に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱の制定について」、このことについて、別紙のとおり制定しようとする。</p> <p>本日付、教育長名でございます。</p> <p>情報公開制度は、市政に関する刊行物や市民生活に関係した情報を積極的に提供する情報提供施策と、市民の皆様の求めに応じて行政文書を開示する行政文書開示制度があり、このうちの行政文書開示制度につきましては、奈良市情報公開条例により規定を明記しています。</p> <p>資料の3ページ、奈良市情報公開条例をご覧ください。</p> <p>開示請求権を定めた第5条第4項に、「実施機関は、第1項の規定による開示の請求が権利の濫用に当たるかどうかを判断するために必要とされる基準を別に定めるものとする」とあり、この基準は実施機関ごとに制定することになっております。</p> <p>実施機関とは、条例第2条1項にありますように、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業</p>

委員会、固定資産評価審査委員会、議会でございます。

これまで教育委員会におきましては、この基準を定めておりませんでした。

資料10ページにありますように、市長部局におきましては、奈良市情報公開条例第5条第4項に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱を既に定めており、教育委員会におきましても、この要綱の基準に準ずる旨の要綱を制定しようとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

情報公開は、当然の市民の権利でもあるわけですがけれども、その権利の濫用に関して、事務に支障がある場合については基準を市長部局、事務局等で定めることになってはいますが、教育委員会としてはそれを定めていなかったということです。今後、権利の濫用に関する基準を定めることによって、要綱に沿って運用していくということでございます。このことについてご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

柳澤委員、よろしいですか。

柳 澤 委 員

事前の説明のときに伺ったんですけれども、この要綱は教育委員会で定めているので、そうすると開示請求が濫用かどうかという判断は教育委員会の中に置かれたしかるべき審査委員会等がするべきではないのかという趣旨の質問です。つまり、幾つかの奈良市、教育委員会、選挙管理委員会、それぞれのところで、もし仮にそれぞれが要綱を定めていたら、その要綱を定めたところの部局等で、いわゆる権利の濫用に当たるかどうかの審査がなされるべきではないのかという質問です。この間のご説明にあったように、全市一体として一つの審査会があって、その審査の手續上、場合によっては教育委員会の意見を求めることがあるというふうに理解したらいいのですか。独立にそれぞれの機関が要綱を定めるので、中身が同じ場合は差し支えないんですけれども、要綱がそれぞれ別に定められていたときには、その定めた主体が濫用かどうかの判断について何らかの意思表示をする必要があるのではないですかということです。実際の手順は、そこはまだはっきり決まってないと理解したらいいのでしょうか。

教育総務課長

濫用に当たるかどうかの判断ですね。

柳 澤 委 員

申請が出ますよね。それに対して、濫用かどうかの判断があると思うので。

教育総務課長

はい。それは処分課の方がすることになりますので、それぞれです。

柳 澤 委 員

要綱の基準が極端に言えば、それぞれ別々の可能性があるわけですよ。そうすると、それが濫用に当たるかどうかの判断は、もちろん最終的

な権限は審査委員会でいいと思っているんですが、当該選挙管理委員会なり教育委員会なりが何らかの意思表示なりをする必要はなしでいいんでしょうかという質問です。要綱はそれぞれが独立に定めるという規則になっています。要綱が結果的に全部同じということが十分あり得るんですけども、もし仮に若干違ったら、なぜそこはそうなったかをセンターである中央の審査委員会が、ちょっとこちらの意見を聞かないと判断のしようがないのではないかとという質問です。

教育総務課長

最終的には、審査請求をした方と処分課の両方の主張を審査課がやり取りし判断します。そちらで濫用に当たるかの判断が正しかったかを決定することになるかとは思いますが。

柳澤委員

インフォーマルにはできるという理解はしました。手続は、そこは定められてないんですよ。審査委員会でしたっけ、その規則を見ないと、ちょっと判断しづらいところがあるんですけども、ケース・バイ・ケースで例えば、選挙管理委員会と教育委員会が同一基準ではなかった場合、それをうまく調整して、一本の審査委員会でできるのかなと思っただけです。

教育総務課長

その辺は統一できているのかなと思います。

柳澤委員

私もそう思います。

教育長

今、柳澤委員にご質問いただいているところを、もう少し明確に、次の機会にご説明できるように、整理しておいてください。

委員、それでよろしいですか。

柳澤委員

もう一点だけ、すみません。

11ページのところの要綱の運用方針の第1項というんでしょうか、後半の「前条に掲げる判断基準に該当すれば、直ちに権利の濫用に該当するものとして当該開示請求を拒否できるものではない」とありますが、これは何が言いたいのですか。しっかりやるということを言っているとは思いますが、実際に適用されるときには、審査委員会のほうで、ああでもない、こうでもないという議論をしないとイケないというふうに見えるのですが、ここはなぜ「当該開示請求を拒否できるものではない」という文言になっているのか。それは一般にはそうなので書かなくてもいいといえればいいし、書いておいたら、どのようなメリットがあるのかよく分からない。ここが置かれている理由は何でしょうか。

教育総務課長

濫用に当たると思われるケースがありましても、一旦開示請求のほうは受け付けるというのが原則になっています。受け付けた上で、濫用になる

かどうかという判断になります。

柳澤委員

そうだと思うんです。極論を言うと、当該開示請求を拒否できる基準を定めないといけないという話にずるずると行ってしまいうような気がするので、最終的に結論を何らかの形で得るためには、この条項が必要だとは分かるんですけども、ちょっとぼやとした定めかなと思っただけです。ないほうが良いという趣旨ではないです。ちょっとこの要綱として定める内容が、ちょっとぼやけているような気がしたんです。それだけです。それはもう責任主体が明確になっていますので、大丈夫です。

教育長

委員の述べた解釈の仕方についても新たにご説明できるものがあれば、先程のことに加えてご説明できるようにお願いをいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第60号「奈良市教育委員会における奈良市情報公開条例に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱の制定について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

それでは、異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案どおり可決することといたします。

次に、議案第61号「奈良市立富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例に関する要綱の廃止について」、教育総務課長よりお願いします。

教育総務課長

議案第61号 教育部教育総務課 「富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例に関する要綱の廃止について」、このことについて、別紙のとおり廃止しようとする。

本日付、教育長名でございます。

資料の3ページをご覧ください。

富雄北小学校区におきましては、平成11年頃より児童数が急増し、その対策として富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例を定め、平成16年度より学校選択制を実施してまいりました。近年、児童数及び学級数の減少傾向が見られ、今後も減少傾向が続くこと、また地域の方々より学校選択制が地域の様々な活動に支障を来しているとのお声があることなどから、令和5年度の新入学生より本来の通学区域に応じたものを令和3年11月19日付で、奈良市立小・中学校通学区域検討委員会に諮問をいたしました。

資料の5ページをご覧ください。

令和3年12月20日に開催いたしました第34回奈良市立小・中学校通学区域検討委員会におきまして、諮問どおりの議決をいただきました。

資料4ページをご覧ください。

本年2月9日、同委員会会長より奈良市教育長宛てに答申が出されたことを受けまして、富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例を廃止しようとするものです。

資料1ページ、例規制定改廃調書、4、制定改廃の概要をご覧ください。

要綱は廃止いたしますが、選択制度を引き続き利用できる者として経過措置を設け、選択制を廃止する前に富雄北小学校以外の小学校への就学を承認している児童につきましては、継続して適用いたします。

その他の経過措置につきましては、内規により別途定めることといたします。

以上、ご審議いただきますようお願いいたします。

教 育 長

このことについては、既にご説明をしておりますように、児童の減少に伴って地域の方からも、登下校時の子どもの安全確保ということも含めて、校区は富雄北小学校通学区内に居住する児童に戻してほしいというご要望もあったことから、通学区域検討委員会に諮問し、経過措置も設け、この要綱を廃止するという答申をいただいております。このことについて、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうぞ、柳澤委員、お願いします。

柳 澤 委 員

4ページのところの実際にはこれ、(2)の②の答申のところ、「卒業した小学校への就学を希望する」と、これ兄弟で誰か小学校にいるというのほううんと思うんですけども、卒業した小学校への就学を希望する、これはどういう意味で設けられているのでしょうか。

教育総務課長

年の離れたご兄弟を想定しておりますけれども、弟や妹が新1年生で入ってくるときに、その上のお兄ちゃん、お姉ちゃんがもう既に中学生や高校生になっているケースもあると思うんですけども、その上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが本来は富雄北だったんだけど、選択制で他の小学校に行っているケースがあるかと思うんですけども、その場合はご希望により、お兄ちゃん、お姉ちゃんの通っていた同じ小学校に届出をしていたくんですけども、通わせることができるという意味でございます。

柳 澤 委 員

内容はそうなんです、なぜそうなるんですかという質問です。

教育総務課長

そこは、やはり保護者さんにおいては、上のお兄ちゃんと下の子どもさんを別の学校に行かせるのではなく、やはり学校独自のルールもあるので

同じ慣れたところに通わせたいというご希望もあると思われまので、そこはご希望によりですので、ご希望があればそれには対応させていただこうと思っています。

柳澤委員 分かりました。

教育長 川村委員。

川村委員 事前説明を伺ったときにちょっと聞き逃したんですが、経過措置というのは、期限を決めずに経過措置という形で、もうこれからずっとということでもよろしいんですね。今、柳澤先生がおっしゃったように、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんが卒業した学校に行ける、またその別の選択もできるということで、選べるということですよ。例えば、極論ですけども、お兄ちゃん、お姉ちゃんが行っていた学校に行けたけれども、やっぱりこっちに行ったほうがよかったなって思って、入学してみても、幼稚園のお友達がなくて、やっぱり戻ろうかというお話になったときには、そういったパターンというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

教育総務課長 一応、現状も区域外通学制度がありますので、そういうケースはまれなケースかなとは思いますが、その辺はこちらのほうにご相談いただきまして、対応させていただきたいと思えます。

川村委員 やはり学校に上がってみて分かることや幼稚園のお友達がなくて寂しく感じてしまうなど多々あると思うので、その場合は学校に相談可能ということでもよろしいんですかね。

教育総務課長 学校であったり、こちらの課のほうに。

川村委員 課長のところ、課のほうにということですね。分かりました。

教育長 その他、ございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第61号「奈良市立富雄北小学校通学区域内に居住する児童の就学指定の特例に関する要綱の廃止について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

教育総務課長

次に、議案第64号「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、教育総務課長よりお願いします。

議案第64号 教育部教育総務課 「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、このことについて、別紙のとおり協議しようとする。

本日付、教育長名でございます。

資料の5ページをご覧ください。

地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属するが、教育長並びに教育長の指定する教育委員会事務局の職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる事務については、平成27年4月1日、奈良市告示第207号2に定められています。

資料2ページをご覧ください。

令和4年3月3日付で、市長の権限に属する事務の補助執行の一部改正について市長部局より協議がございました。

理由といたしましては、教育委員会が所管する学校、その他の教育機関の関わる使用料の徴収に関する事務について、補助執行する根拠が曖昧であるため明文化する。また、平成26年に制定された新行政不服審査法において、異議申立て、審査請求及び再審査請求を原則的に一段階にし、審査請求に一元化することとされており、地方自治法第206条第1項、第229条第1項、第231条の3第1項から第4項、第238条の7第1項及び第244条の4第1項の規定により、教育委員会が行う補助分についても審査請求に関する事務を補助執行させる、以上が改正理由でございます。

目次の改正案につきましては、資料の3ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、第3項でございますが、現行、奈良市青少年野外活動センターの管理運営及び使用料の徴収に関する事務（これらの用に供する財産の使用料を含む）を付け加えます。また、減免及び還付に関する事務を含むを追記いたします。

続きまして、第5項といたしまして、教育委員会が所管する学校、その他の教育施設、奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）に規定する教育機関に係る使用料（これらの用に供する財産の使用料を含む）の徴収に関する事務、教育委員会に委任された事務を除き、減免及び還付に関する事務を含む、また第6項といたしまして、教育委員が出した地方自治法第206条第1項に規定する給与、その他の給付に関する処分、同法第229条第1項に規定する分担金、使用料、加入金、または手数料の徴収に関する処分、同法第231条の3第1項から第4項までの規定による処分、同法第238条の7第1項に規定する行政財産を使用する権利に関する処分及び同法第244条の4第1項に規定する公の施設を利用する権利に関する処分について、それぞれ

の規定により市長に対して行われる審査請求に関する事務を追記いたします。

以上、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 説明がありましたが、直ぐに理解するのは難しいと思いますが、ご意見、ご質問をお願いしますが。どうでしょうか。

資料の新旧対照表の④にある1、2、3、奈良市立青少年野外活動センターの条例云々のところの括弧で、(これらの用に供する財産の使用料を含む)の徴収に関するのとありますが、例えばこれを具体的に説明したら、どういうことを言っているんですか。

教育総務課長 青少年野外活動センターの使用料の徴収というのは、教育委員会の事務局で行っています。本来は市長部局の担当がする事務なんですけれども、そうではなく、徴収しているのは教育委員会事務局がしていますので、この分が補助執行をしているという形になります。

教 育 長 ということは、野外活動センターは教育財産ではなく、市の財産けれども、事実上は教育委員会が徴収事務を行っているので、この状況を明文化するということですね。そういうことでいいんですか。

教育総務課長 すみません、野外活動センターは市の教育財産です。

教 育 長 市の教育財産ですね。
そこで、徴収に関する事務を教育委員会事務局がしていたのですが、協議に追記することで何が変わるのですか。

教育総務課長 こちらの財産等に付け加えます「これらの用に供する財産の使用料を含む」といいますのは、施設の使用料と別で、例えば敷地の使用料も含むという意味です。

教 育 長 その事務をどこが行うのかが曖昧になっていたから、教育委員会で定めて、行ってくださいということなんですね。

教育総務課長 そうです。

教 育 長 ご質問等ございますか。ちょっと事務的な手続の問題が難しいですけども。

よろしいでしょうか。

柳澤委員。

柳澤委員	よく分からなくて申し訳ないです。結局、それって徴収した金額、金員は教育委員会の予算の中に入ってくる形なのか。事務だけ教育委員会が請け負って、お金そのものは市の収入になっている、この辺の仕切りはどうですか。
教育総務課長	教育委員会事務局のほうに予算措置をされております。
柳澤委員	措置はされているんですね。分かりました。
教育長	ご質問、よろしいでしょうか。 梅田委員、お願いします。
梅田委員	今、ご説明いただいたのは、実際は事務分掌としてもう既に教育委員会事務局が行っている中身について、その行っていることの根拠がなかったので、ここでそれをしっかりと位置づけましょうという、そういう話ということでございますね。
教育総務課長	はい。
梅田委員	そういうことから考えると、普段の事務局としての事務ということは本当に分担された中で進めていただいているようなことがありますけれども、その都度都度に、しっかりその根拠がどこにあるのかということも含めながらで確認をしつつ、そこを進めていただくことの必要性もこういう話の中では見え隠れしてくるのかなということも感じます。大変な業務の中ではあると思いますけれども、そういう意識を持って、また見ていただければと思います。
教育長	ありがとうございます。 それでは、よろしいでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第64号「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。 よって、議案第64号は原案どおり可決することと決定いたしました。 次に、議案第62号「旧辰市幼稚園の土地、建物及び工作物の用途変更について」、教育施設課長よりお願いします。

教育施設課長

失礼します。

議案第62号 教育部教育施設課 「旧辰市幼稚園の土地、建物及び工作物の用途変更について」、このことについて、旧辰市幼稚園の土地、建物及び工作物の一部を南部公民館東九条分館へ用途変更しようとする。

本日付、教育長名でございます。

1ページをご覧ください。

経緯といたしましては、現在の南部公民館東九条分館は昭和28年建築の木造平家建てで老朽化もひどく、耐震性にも問題があることから、平成30年度末で閉園した辰市幼稚園へ移転する方針で協議が進められてきました。改修工事が今月末で完了いたし、4月から東九条分館として開館する予定でございます。

そこで、今回の事業に伴い、辰市幼稚園として利用していた一部の土地、建物、工作物につきまして、南部公民館東九条分館へ用途を変更するものがございます。

2ページに公有財産の台帳の一覧が載っております。

3ページに配置図、付近の見取図と、4ページを見ていただければ、黒塗りの部分、斜線部分につきまして、今回、東九条分館として用途変更する部分でございます。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長

旧辰市幼稚園を南部公民館東九条分館へ用途変更しようとするものについては、前にもお諮りした通りでございます。今後は、用途の変更ということでございます。このことに関して、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見がないようですので、議案第62号 「旧辰市幼稚園の土地、建物及び工作物の用途変更について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することといたしまして、異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第63号 「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長、申し上げます。

文化財課長

議案第63号 教育部文化財課 「奈良市指定文化財の指定について」、このことについて、奈良市文化財保護条例第4条の規定に基づき、奈良市文化財保護審議会より答申のあった別紙の物件を指定しようとする。

本日付、教育長名でございます。

この件につきましては、前々回の教育委員会におきまして、3点の指定候補を文化財保護審議会のほうに諮問ということで議案を諮らせていただきました。それにつきましては、資料の1ページでございますように、2月に行われました文化財保護審議会におきまして、指定することが適当ということで会長のほうから2月18日付で答申がございました。これに基づきまして、今回、3点の文化財を奈良市の指定文化財に指定したいと思うのでございます。

指定につきましては、資料の17ページのほうに概要を載せております。前々回のときにも紹介、説明させていただきましたので、今回は割愛させていただきます。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。

このことについて、ご質問等ございませんでしょうか。

諮問させていただいて、答申を受け、全て指定をいただいたというものでございます。

よろしいですか。

それでは、この件につきましてご意見がないようですので、議案第63号「奈良市指定文化財の指定について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、その他報告事項(1)「『生活調べ』アンケートの結果について」、教育支援・相談課長より説明願います。

教育支援・相談課
長

その他報告事項「『生活調べ』アンケートの結果について」、ご報告をいたします。

令和3年度、今年度全3回実施いたしました「生活調べ」アンケートの市全体の集計結果について、ご報告をいたします。

また、今回はこれまでの1年間の総括といたしまして、学識経験者の方に分析をしていただき、助言をいただきました。

まずは、各質問の傾向についてご説明をし、続いて学識経験者による分析、今後の取組について説明をいたします。

資料の質問3からご覧ください。

「勉強に集中できていない」では、2学期と3学期は大きな変化はございませんでしたが、年間を通して見ますと、中学生は約半数が集中しにくいと感じており、小学生は30%から35%の児童が集中しにくいと回答する結果になっております。

続いて、質問4をご覧ください。

「むしゃくしゃしたり、イライラしたり、かっとなったりする」という質問に関してです。令和3年度は前年度令和2年度より、「むしゃくしゃする」と回答した割合が高くなっておりませんが、1学期をピークに2学期、3学期はやや減少している傾向がございます。

続いて、質問6をご覧ください。

「頭やお腹が痛いなど、体の調子が悪いことがある」の質問項目に関してです。この項目も先ほどの「むしゃくしゃしたりする」の質問と同じように、1学期をピークにいたしまして、2学期、3学期はやや減少しているという傾向が見られるかと思えます。

続いて、質問8をご覧ください。

「毎日が楽しい」という質問項目に関してです。こちらの質問に関しましては、楽しいと肯定的に回答している児童生徒は、ざっと8割を超えているという状況で変わっておりません。

続いて、質問11をご覧ください。

「学校や家で何か不安を感じたことがある」という質問に関してです。こちらの質問に関して、2学期に比べ3学期のほうが不安を感じた児童生徒は、全体として減少しているという傾向が見られます。

続きまして、学識経験者による結果の分析をいただきましたので、そのことについてご報告をいたします。

資料の7ページをご覧くださいながら、お聞きください。

休校中から令和3年度3学期までの総合点や気持ちの安定度の数値を併せて見ますと、中学生を中心に学習性無力感のような状態になっているとのことでした。

資料7の下には折れ線グラフを示しておりますが、学校が再開され、状態が一度よくなりましたが、令和3年度中は総合点の数値が上がり、中学生はなかなか下がっていないというデータでございます。昨年度の後半から今年度にかけて、自粛と解除が繰り返され、様々な行事も工夫されて行うこととなり、いろいろなことを諦めざるを得なくなった心理状態を反映しているのではないかとのことでした。

ただ、質問8では、8割の児童生徒が毎日が楽しいという結果を出しているため、基本的な健康度は保たれている中で、無力感や諦めの気持ちを持っていると捉えることができるとのことでした。

最後に、資料8をご覧ください。

これらの「生活調べ」のアンケートの意義といたしまして、この2年間でコロナ禍で今までにないイレギュラーな対応をしてこられた中で、教員も今やっていることを子どもたちがどのように感じているのか、手探りでやってきた状態であると考えられる。しかし、子どもたちの主観として、どのように感じていたかということデータを表に示すということは、教員がやってきたことが子どもたちにとってよかったかどうか位置づける意味として、大変意義は大きいというご意見を学識経験者からいただいて

おります。

また、教員や子どもたちにデータをフィードバックする重要性について、ご助言をいただきました。

こうした分析やアンケートの結果を受けまして、今後の取組として、まずは来年度もこういった「生活調べ」アンケートを継続して年3回の実施を考えていきたいと考えております。

また、分析シートによる児童生徒の個別の見立て、心のケアを行うためのツールとして、より効果的に活用していただけるよう、分析シートの使い方の周知や啓発、活用モデルの提示などを行っていききたいと考えております。

さらに、児童生徒へのフィードバックの仕方については検討をしていきたいと考えております。

報告は以上です。

教 育 長

今年度、3回、「生活調べ」アンケートを実施してその結果を比較したところまでで、分析までは出来ていないようですが、一定学識経験者による結果から示唆をいただいています。この学識経験者というのは、どの分野の方ですか。心理学とか医学のような分野ですか。

教育支援・相談課
長

ご専門としては、臨床心理学がご専門でいらっしゃるしまして、我々の教育相談の連携会議等にも参加していただいている学識経験者でございます。

教 育 長

各委員から、現時点での第1報になっていると思いますが、ご意見、またご示唆いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

畑中委員。

畑 中 委 員

このアンケートを実施することによって、日常子どもたちが感じることが、こうしてデータで示されるということによって、ここにもありますけれども、学校として取組の機会になるということはあると思うんですけれども、同じようにやっぱり、家庭においてしっかり振り返るという機会を持ってほしいなというふうに思います。

今後の取組の中に、教員が児童生徒の心のケアを行うためのツールとして活用するとありますが、ここも同じように、やっぱり子どもと過ごす時間が長い保護者の方をしっかりと巻き込んでという感覚で、このアンケートの項目を見ますと、子どもの居場所を見ると、やっぱり家庭においてという質問事項が多いと思いますので、日常、家庭において子どもたちがどのような状態にいるのかというのを考える一つのツールとしてほしいなと思います。

それから、もう一つ、子どもたちは勉強であったり、友達のことであったり、それから部活動とか、進路のこととか、いろんな悩みを抱えながら

学校生活を送っていると思うんです。このアンケートに現れてこない部分というのたくさんあると思います。この2年間を見ますと、やっぱりコロナの影響が子どもたちの心身の状態に現れているという部分は多いと思うんですけれども、コロナ以前にもやっぱり同じような傾向が見られていたのではないかということも考えられますし、それから今後終息に向かっていく段階で、終息後の子どもたちの心のケアというのを行っていくためにも、このアンケートというのは継続してやっぱり行っていく必要もあるのかなと感じております。フィードバックの仕方ということも大変やっぱり重要なところだと思いますので、このアンケートの結果をひとつポジティブに考えて捉えながら、しっかりとフィードバックしていく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

ほか、ご意見。

梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

継続的なアンケートの実施、非常に大切なことだと思っています。今後の取組のところでもありますけれども、継続した実施をこれからもしっかりとお願いしたいというふうに思います。

どのような状況が日常の学校生活と言えるのかということは、まだまだ終着点は見えていないのではないかなと思います。今回のコロナ禍というような特異な状況下での政策展開ということも多々考えていく上での一つの資料とも言えるものでもありますでしょうし、また学校にとっては、日常の学校での取組をしっかりと検証していくという意味でも、継続することの意義は非常に大きいのではないかなと思います。

2点目としては、効果的に活用している学校の実践事例の周知をぜひ市内でしっかりしていけたらなと思います。まだまだ学校ごとの状況比較であったり、地域ごとの比較ということまでは、なかなかデータの集約ということから考えても難しさがあるということは説明の中でもお伺いはしていますけれども、これだけのデータがあることをしっかり実践につないでいる学校も出てきているのではないかなと考えます。そこがお互いに効果的な手法として共有できればということから、そのようにも思います。

3点目としては、学識経験者による結果の分析ということの中に、学習性無力感という、そういう言葉も出てきました。ここはやはり、それこそ先ほどからも言っていますように、特異な状況下で子どもたちにこういうことが起こってくるんだということも見えてきたところではないかなと思います。ここを乗り越える、そんな事例についても関心を持って、そこを拾い上げ、そこを市内でしっかりと共有して、学校での実践につないでいくという重要なことではないかなと思います。そういうことを今後も取組の中に組み込んでいただければなと感じました。

そこから考えていくと、学識経験者からの示唆というのは、年1回というよりも、もう少し年度の途中であっても、そういう示唆をいただきながら検証を進めるという、そんなことがあってもよいのではないかと、そんなことも感じました。

以上です。

教 育 長

ありがとうございます。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

恐らくこの結果は、校長先生はじめ先生方が必要とされている貴重なデータですので、学校へのフィードバックをやるとおっしゃっていたんですけども、ぜひともお願いしたい。そのときに学校別、あるいは学区別、校区別など、なかなか微妙なところもあるんですけども、少なくともこういうデータが欲しいと学校からニーズ、要望があれば、地域が特定されない形で、提供できたらよいと思います。学校にどういうふうなフィードバックの仕方をするかというのを丁寧に考えていただいて、もしかしたら学校から言い出しにくいかもしれませんが、こちらからこういったことに対応できますというひな形があればいいなというふうに感じました。

それから、生活調査と、学習面の調査、個別の支援の内容ということにもなるんですけども、学習の支援という観点から、別の課が担当するかもしれませんが生活面に限定せず、やや幅広の学びのありようをキャッチできるような仕組みがあればいいなと思います。今いただいているデータの中でも、学校が楽しいか、もう少し言うと、どんなところが楽しいですか、お勉強ですか、クラブですか、といったことを一定程度つかめるんですが、必要に応じて家庭での生活や学習プロセスとのリンクについて把握できると、よりいいのではないのかなと思いました。ただ、既に積み重ねており、アンケートというのは継続性に意味がありますので、新しいアンケートを入れましょうかということとはなかなかないと思います。

最後に、この分析シートは、先生方が個々の生徒、児童の内容を見ているのか、生徒一人一人、保護者に分析シートを渡すのか、そこだけ教えてください。

教育支援・相談課
長

分析シートに関しては、児童生徒がタブレットで入力をしますと、学級という単位ではすぐに集計ができますので、学級担任はすぐに確認することができます。多くの学校では、それを学級担任だけではなく、学年でシェアしたりとか、教育相談係のほうで児童生徒理解の資料として活用しているという状況です。直接子どもの方に分析シートが渡っているということはございません。

柳澤委員	子どもたちは、クラスの皆がどう思っているかは見えないということですか、まず。難しいので、そこはちょっと検討が必要ですが。
教育長	ありがとうございました。 川村委員。
川村委員	まず、子どもたちが1人1台タブレットを持ったことで、こういった形でアンケートが集計できるということは、とても素晴らしいことで、ここからスタートして、データを蓄積して、もちろん教育現場でもそうですけれども、保護者、家庭に向けてであったり、また地域を巻き込んだ学びの形がもっともっといいものになる一つの動きができたんだらうなと思って、とてもうれしく思っています。 ただ、やはりこういったアンケートを取ったからには、フィードバックをちゃんとしてほしいです。もちろん先生方の共有については当然なんですけど、今日、子どもからアンケートを取ったと親が聞いたときに、保護者としては、それはどんなことなんだらうねとやはり気になります。また親が、「この子の状態はがちょっと最近おかしいかなって、何か学校に行きたくないと言ってるな」と思ったときに安心材料になるようなものを、専門家の方にアドバイスを受けながら、このアンケートから導き出してフィードバックできれば、親も「これも成長の過程、コロナ禍の過程でこんなことがあるんだな」と思うことができると思います。本当にこのタブレットを持ったおかげで、こういったことができるというのは、とても素晴らしいことで、継続をぜひぜひお願いしたいと思います。
教育長	ありがとうございました。 各委員から貴重なご意見をいただきました。アンケートは取りっ放しというのが一番駄目だと思います。この結果は保護者にも見える形で返してください。今はホームページにも1回目、2回目が上がっているんですね。
教育支援・相談課長	市全体の集計としては、ホームページで公開しております。
教育長	この市全体の状況ということですね。
教育支援・相談課長	はい。形としては、現状のような形でさせていただいております。
教育長	また、それも、学校については柳澤委員からご指摘のあったように、どんな使い方ができるのかは、こちらのデータをどういう形で提供し活用してもらうか、また、梅田委員も効果的な実践の取組につながらないと意味がないのでしっかりこれは進める必要があります。あまりに多岐にわたる設問は子どもには負担になるので、限られたアンケートの中でどんなふう

に横串、縦串を入れて、分析をできるのかについてもっと工夫をして、今後進めていきたいと思えます。また継続してやっていきたいと思えます。また、引き続き検証してください。

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、その他報告事項（１）『生活調べ』アンケートの結果については承りおき願います。よろしく願います。

これで、非公開を除く本日の全ての案件は終了いたしました。

教 育 長

それでは、これより非公開の案件に入ります。

教育長報告（２）「市立幼稚園の再編実施方針について」、子ども政策課長より説明願います。お願いします。

非 公 開 案 件

この審議は、奈良市情報公開条例第２９条第２号の規定により非公開とする。

子ども政策課長

教育長報告（２）「市立幼稚園の再編実施方針について」、子ども政策課長より概要説明。

< 異議なし >

本件については、了承した。

教 育 長

これで本日の案件は終了いたしました。何かその他、ご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。

次回の４月定例教育委員会は、４月１９日、火曜日でございます。時間は１０時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。